王寺町立図書館電子書籍の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、王寺町立図書館管理運営規則(平成7年3月王寺町教委規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、電子書籍の利用に関し必要な事項定めるものとする。

(利用資格)

第2条 電子書籍を利用できる者は、規則第10条第3項に基づき王寺町立図書館(以下「図書館」という。)が発行する図書館利用券(以下「利用券」という。)の交付を受けている個人とする。

(利用の手続き)

- 第3条 電子書籍を利用しようとする者は、利用券を提示し、図書館へ申込みしなければならない。
- 2 図書館は、前項の申込みがあった場合において、適当と認めるときは、電子書籍を 利用するための利用者 I D及びパスワードを申込者に交付するものとする。

(電子書籍の利用及び期間)

- 第4条 前条第2項の規定により、利用券ID及びパスワードの交付を受けた者(以下 「利用者」という。)はインターネットを通じて電子書籍を利用するものとする。
- 2 利用することができる電子書籍の点数は、1人につき2点以内とする。
- 3 電子書籍の利用期間は、1回につき14日以内とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、当該電子書籍に他の利用者の予約がない場合で、かつ、 前項の期間内に延長の申請を行った場合に限り、1回のみ利用期間を延長できる。こ の場合において、延長の期間は、延長の申請を行った日から14日以内とする。

(予約の点数及び取り置き期間)

第5条 利用を希望する電子書籍が他の利用者により利用されている場合は、予約を申し込むことができるものとする。この場合において、予約の申し込みができる点数は 2点以内とし、取り置き期間は利用可能となった日から7日以内とする。

(利用者 I Dの有効期間)

第6条 利用者 I Dの有効期間は、利用者が所有している利用券の有効期間と同一とする。ただし、館長が必要と認めた者については、この限りではない。

(利用の遵守事項等)

- 第7条 利用者は善良な注意をもって電子書籍を利用し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 利用者 I D及びパスワードを適切に管理し、みだりに他人に漏らさないこと。

- (2) 利用者 I D及びパスワードを他人に譲渡又は貸与しないこと。
- (3) 利用者の故意又は過失により、利用者 I D及びパスワードが利用者以外に使用され、損害が生じた場合は、利用者がその責めを負う。

(著作権侵害に該当する行為等の禁止)

第8条 何人も図書館で提供される電子書籍を複製、配布等をしてはならない。

(利用の停止等)

- 第9条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、電子書籍の利用を停止し、又は禁止することができる。
 - (1) 不正な手続きにより電子書籍を利用したとき。
 - (2) 電子書籍の利用に係る設備及びデータを損傷したとき。
 - (3) 利用者 I D及びパスワードを他人に漏らし、本町に損害を与えたとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、電子書籍の利用が適当でないと館長が認めるとき。

(業務の休止)

- 第10条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、電子書籍に係る業務の全部 又は一部を休止することができる。
 - (1) 電子書籍の利用に係る設備の保守点検、更新等を行う必要があるとき。
 - (2) 天災地変その他不可抗力により、電子書籍の利用に係る設備が損傷したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、電子書籍の利用に係る業務を休止する必要があると認めたとき。

(免責)

第11条 図書館の電子書籍の閲覧等の利用又は利用できないことにより利用者に生じた損害については、図書館は一切その責を負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行前の準備)

2 利用の手続きその他この要綱を施行させるために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。